

## 令和5年度 第2回

### 白石町町民協働による地域づくり条例検討会議 議事録

日時：令和5年10月25日（水）19：00～20：15

場所：白石町役場 3階大会議室

#### 1. 開会

○山口総合戦略課長

こんばんは。定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第2回白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を始めさせていただきます。会議に入ります前に、まず資料を確認させてください。配布資料ですけれども、令和5年度第2回の次第が1枚付いているかと思います。それと、白石町協働の推進による地域づくり条例案ということで、条例案の方を皆様には1枚紙でつけているところがございます。それと、前回の会議の資料を委員の皆様にはお示ししているところがございます。ございますでしょうか。それでは、本日の会議は次第により進めていきたいと思っております。

#### 2. 会長あいさつ

○山口総合戦略課長

次第の2番目でございます。会長あいさつに入ります。五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○会長

皆さんどうもこんばんは。まだ、全員お揃いではございませんが、定刻ですので始めさせていただきます。前回、みなさまからいただいたご意見、それから他市、他のまちの事例を検討いたしまして、本日、たたき台の条例案を示したいと思っております。どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願い致します。

○山口総合戦略課長

ありがとうございました。それでは、3番目の協議事項に入りたいと思っております。ここからは、五十嵐会長に会議の議長をお願いいたします。

#### 3. 協議事項

○会長

それでは、本日初めてになりますけれども、白石町協働の推進による地域づくり条例の案を提出させていただきます。お手元の資料右上に素案 ver. 2 と書いてありますが、これ ver. 1 です。私と事務方の打ち合わせの ver. 2 ということで、この委員会として

は、ver. 1 ということで修正をお願いします。それでは条例案、極めてシンプルな作りになっております。あえてシンプルにしているところがございます。まず、この条例案について、全文を読んでいただいて確認をしたいと思っております。それでは、陣内さんかな、よろしく願いいたします。

○陣内総合戦略課白石創生推進係主事

白石創生推進係の陣内です。よろしく願いいたします。それでは、条例案ということで読み上げますので、皆様と一緒に確認をお願いいたします。前文からということで、読み上げます。

人と大地がうるおい輝く豊穰のまち 白石。私たちの町は、豊かな白石平野の大地と有明海の恵みに支えられ、先人たちが築き上げてきた歴史と文化が光り輝く町です。少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、私たちは、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを目指して、地域の課題に関心を持ち、その解決のために住民同士が話し合い、まちづくりに関わる全ての人々が協働する地域づくりを進めるために、この条例を制定します。

(目的)

**第1条** この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本原則を明らかにするとともに、住民参加と協働の推進に関する基本的な事項を定め、住み続けられる地域社会の実現をはかることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該の各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住する者及び町内に通勤、または通学する者をいう。
- (2) 町民等 町民並びに町内で事業を営み、または活動する個人及び法人、その他の団体をいう。
- (3) 事業者 町内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人、その他の団体をいう。
- (4) 地域コミュニティ 地域住民が連携・協力しながら、自分たちの力で住みよいまちにしていこうと活動する住民同士のつながりをいい、その活動を行う組織を地域コミュニティ組織という。
- (5) 地域活動 行政区や自治公民館をはじめとする地縁を基礎として組織された団体等による地域コミュニティ活動をいう。
- (6) 市民活動 町民等及び事業者が行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいい、その活動を行う組織（NPO等を含む）を市民活動組織という。
- (7) 協働のまちづくり 町民等、事業者及び町が、それぞれの役割を認識し、地域コミュニティの活性化や地域の課題解決に相互に連携、協力し合うことで、まちづ

くりを進めることをいう。

- (8) 地域づくり協議会 おおむね小学校区を単位とする地域コミュニティ組織をいい、地域活動や市民活動を含む協働のまちづくりを推進する地域運営組織（RMO）をいう。

(基本原則)

**第3条** 町民等及び町は、対等な関係で役割を分担しながら連携、協力して、協働のまちづくりを推進する。

- 2 町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加します。
- 3 町民等及び町は、町づくりに関する情報を相互に提供し、その情報を共有し、協働のまちづくりへの参加を推進する。

(町民等の役割と取り組み)

**第4条** 町民等は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加するよう努めるものとする。

(町の役割と取り組み)

**第5条** 町は、町民等、事業者、地域コミュニティ組織、地域活動団体及び市民活動団体と連携して地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努め、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。

(事業者の役割と取り組み)

**第6条** 事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加及び協働の地域づくり活動への協力及び支援に努めるものとする。

(地域活動団体の役割と取り組み)

**第7条** 地域活動団体は、行政区や校区地域づくり協議会等の組織において、住民等及び町と連携し、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努めるものとし、地域運営組織としての地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。

(市民活動団体の役割と取り組み)

**第8条** 市民活動団体は、自らの活動が広く町民等に理解され、地域づくりの主体である町民等及び町との連携・協働に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。前回、他市の事例等、パッと目を通しましたけれども、この素案を作る際に、僕がこの原稿のたたき台を作りましたが、大牟田市辺りを結構意識した内容が中心となっています。極めてシンプルにしています。あえてシンプルにしています。ほぼ議論の余地が無いというか、意見の対立を生むことがないだろうと思います。理念条例というのは本来そういう性格のもので、そういう前提で原案を出

しています。ここで1つ確認をしていきたいと思います。まず、条例のタイトルですけれども、白石町協働の推進による地域づくり条例、この条例のタイトルがこれでいいかどうか。今、ちょっと改めて朗読を聞いていて、地域づくりという言葉と、まちづくりという言葉が混在しています。地域づくり、それぞれの条文のところで、その違いがあっても良いとは思いますが、前文はまちづくりというのを使っています。地域づくりという名称がいいのか、まちづくりという名称がいいのか、この辺りについてもご意見を頂きたいと思います。まず、前文です。他市は結構長いものもあるんですけど、短めにしています。「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち 白石。」これは町の総合計画、最上位の総合計画のキャッチフレーズをそのまま使わせていただいております。総合計画はいつまででしたっけ。令和7年までですね。総合計画の次のやつを作る時にキャッチフレーズはたぶん変わる可能性があるんですけども、とりあえず今の白石町の町政の基本的なキャッチフレーズですので、そのまま使わせていただいております。この前文いかかでしょうか。ご一読していただいて、分かりにくいところとか、第3段落目がちょっと文章長いのかな、1文が4行になっていますので、どっかで切った方がいいのかな。改めて思うとちょっと4行は長いですよね。いかがでしょうか。ちょっと4行は長いので、切りましょうかね。少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、私たちは、安心して心豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを進める必要があります。その為には、地域の課題に関心を持ち、例えば、3段落目、4行に渡っているものを2つのセンテンスに改めるということは分かりやすいかもしれません。その辺りについてもご意見ください。理念のところいかがでしょうか。前文いかがでしょうか。これ以上書き込むべき内容があるか、あるいは表現が適当であるか。どうぞ素直なご意見いただければと思います。

特になければ目的の第1条のところに行きます。この条例は協働のまちづくりを推進するために先ほどの前文の下から2行目、まちづくりに関わるという表現をしています。最後のところは地域づくりを進めるために、まちづくりと地域づくりの2つが混在しています。第1条ではまちづくり、条例の名称が地域づくり条例であるとすると、目的はやはり、協働の地域づくりを言い換えたほうがいいのかどうか。どうしますか、条例のタイトル。この委員会が協働の推進による地域づくり条例検討委員会なんですけれども、別に委員会の名称にこだわる必要はなくて、地域づくりかまちづくりかどうでしょう。

○委員

聞いた印象だと、感じている感覚が、ホームとハウスの違いかなというのがあるので、私は、まちづくりの方が個人的には好みです。

○会長

はい、ありがとうございます。これ最初から、須古とか六角で協議会を作る時に、私はずっと佐賀市でやってきた経緯もあって佐賀市はどちらかというと都市的なんですね。合併した周辺の山間部とか有明海側のほうでは、まちづくりという言葉がそぐわな

いという意見もあったんですね。まちはそんなに無い。みんな村だとか言い出す人たちが居て、まちづくりというのは都市的な発想だというような意見があったんですけども、一応合併して、市になった。あるいは、白石はもともと3つの町が1つに合併して町のままですよね。3つだったよね。そういう意味で言うとまちづくりという言葉のほうが、普通の住民は分かりやすいかなという気はします。地域というと、非常に抽象的な表現なので、ちょっと代案として白石町町民協働の推進によるまちづくり条例、条例の名称をまちづくり条例に変えるかどうか、検討材料を1つ加えました。前文の方は下から2行目で、まちづくりに関わる全ての人々が協働するまちづくりを進めるために、なんかまどろっこしいね。ここは地域づくりでもいいのかな。前文の方は、まちづくりに関わる全ての人々が協働する地域づくりを進めるために、この条例を制定します。最後の行の地域づくりもまちに変える、これまだ、法規の部署には見てもらってないんですよね。

○徳永総務課総務係主査

いま初めて見ました。

○会長

後で、専門的な立場からご発言をお願いします。それで第1条、協働のまちづくり、これはまちづくりのままいきましょう。住民参加と協働の推進に関する基本的な事項を定め、住み続けられる地域社会の実現をはかることを目的とする。と、よろしいですか。条例ではいろんな言葉がたくさん出てくるので、第2条で条例の中で出てくる用語、それをしっかりと規定しておかないと、解釈の違いがおこるということもあって、この種の条例では、普通一般には定義というのを設けます。それで、前文、目的、それから第3条以下のところに出てくる、用語で定義づけたほうがいいということを整理しました。これも他の市にならっています。

(1) 町民 町内に居住する者、市によっては居住する者だけを町民とし、通勤、通学者は除外するようなこともあるんですけども、こここのところ皆さんちょっとご意見をいただきたいと思います。つまり住民票を置いている人を町民に限定するのか、通勤、通学でやってくる人も町民の範疇にいれるのか。このあたりご意見を頂ければと思います。

(2) 町民等 等というのが、上の1項の町民に加えて、町内で事業を営み、または活動する個人及び法人、その他の団体を加えて、町民等ということばをつけています。これも他市の事例を踏まえてこのようにしております。

(3) 事業者 町内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人、その他の団体。

(4) 地域コミュニティ 一般に日本でよく使われている用語の平易な説明です。地域住民が連携・協力しながら、自分たちの力で住みよいまちにしていこうと活動する住民同士のつながり、その組織。

(5) 地域活動 行政区や自治公民館をはじめとする地縁を基礎として組織された団

体等による地域コミュニティ活動をいう。ここでちょっと他の市町とかなり違うのは他の市町は一般的に自治会と呼んでいるんですね。旧大字単位の地縁的な団体、自治会という言葉を使うんですけども、白石は自治会という用語はそもそも行政用語として無いということがありまして、通常、部落という呼び方をすることもあるんですけど、行政の正式な用語として部落という言葉は、やはり使うべきではない言葉ですので、通称、部落と呼ぶことを否定するわけではないんですけども、一般的には行政用語としての部落というのは使わない、使ってはいけない、そういう位置づけが一般的です。そこで、白石の場合には、行政区という言い方をされていて、区長さんを選出している、その広がり行政区と位置付けています。ただ、行政区というのはイメージ的に、町の行政の連絡事項、それを伝える役割みたいなものに位置付けられてしまって、本来は自治活動を行う、基礎単位が行政区に相当するものなので、通常は自治会という言葉を使っているんです。それが、一応白石ではその用語が無いので、行政区というふうにならざるを得ない状況で使っています。これ、町で議論したことないの？いままで。

○山口総合戦略課長

通常、行政区というと、東京なんかは足立区とか、ああいう形の住み分けというか。ただ、うちでいうところの行政区というのが、いわゆる駐在員区ですね。ですので、その呼び方が一般的な呼称としては馴染みがあるかなと思います。

○委員

今の件ですけども、ちょっと後で言おうと思っていたんですけど、これ曖昧な表現なんですよね、行政区というのは、私、これ携わったんですが行政区コードというのは、駐在員コードとまた別ですよね。

○山口総合戦略課長

コードは別です。

○委員

だから合併するときに白石で言う行政区はいくつですか、といわれた時に90いくつあります。といたらなんでそんなにあるのといって、有明はいくつですよ。福富はいくつですよ。と、それは行政区じゃないでしょって、その感覚がうちは8カ村で違うんですよね。例えば家でこの駐在員区の規則を見ましても、地区の事を西分1号、2号、3号、4号、とっていますけど、自治会としては1つですよ。須古も行政区としては、馬洗、三町北、三町南とっていますけど、これも集落、自治会としては三町の1つです。特に須古とか山べたの辺は、行政区という表現になじんでいないし、行政区という単位と自治会との単位にズレが生じていますので、なんかこの表現は少し考えないと後で、その人その人の出身地区によって解釈が違ってくるといふ風に思います。

○会長

はい、わかりました。区長という制度はあるんですよね？区長さん、それが駐在員？

○山口総合戦略課長

区長さんがいらっしゃるのと、ごく一部いらっしゃらないところもあります。ただ、駐在員は行政の方から頼んだ仕事なので、そこはいらっしゃいます。

○委員

うちはさっきの話で、海に近くなるほど駐在員＝区長で、自治会長の区長ですけど、上に行くほど自治会長と駐在員は分離しています。特に旧北明部落は自治会制度が無いので、駐在員というのは自治会の代表者ではないという、権限も違うし、ここは合併した時から悩むところだったと思うんですよ。

○会長

この際、整理したいんだけどな。この条例に合わせてそういったものを一気に整理することは可能？仮に行政執行を4月1日付とした場合ね。後半年でそういう整理をするというのは無理だよな。

○山口総合戦略課長

無理かと思います。ただ、条例の中の書き込み方として、片や行政区という表現と、もう1つ自治公民館をはじめとする地縁という中ではフォローアップできているのかなという心象は受けるんですが。

○委員

先ほどの部落という言葉ですけど、自治省は方針変えなかったですかね。前は、したらいけないと言われていましたけど、今は部落という言葉を使っては、一般的には使いませんが、文部科学省と使い分けをするようになったということですか。

○会長

それで、議論がやっぱり起こるのであえて部落という言葉条例の中に入れるのは、条例に部落というのをを使うと、ちょっといろいろと問題があるだろうと私は思います。駐在員制度というのいかにもなんか、お役所仕事を伝達するみたいなやり方ですね。

○山口総合戦略課長

実際そうです。駐在員制度も変わってきてまして、ほぼ委託を受けているような感じになっています。

○会長

だから、住民自治の基本的単位が自治会というものなんです。その、全ての基礎は自治会という組織が、まさに自治の最小単位なんです。一般的には、そういう前提で組み立てたいんだけど、今の段階でそれが無理だとすれば、行政区等といいましょうか、など、行政区等や自治公民館をはじめとする地域を基礎としているのか、行政区等という言葉を入れたら若干、問題はなくなりますかね。旧大字とか町の中の町内会に相当する組織ということなんですけどね。はい、とりあえず現段階ではこのままで、行政区や自治公民館をはじめとする地縁を基礎として組織された団体等、今の段階では原文を変えずに、ここの行政区のところをどんな風に変えれば問題が無いのか継続してここは検

討させていただきます。自治公民館は合併した三町で基本的に違うんですか？いわゆる自治公民館、大きさとか位置づけとかやっぱり全然違うんですか？自治公民館制度は合併前からすでに3町にあったんですよね？これは昔からあるやつだから、それでそれぞれ小さな公民館を持っているわけでしょ？そうですよね。それであれば、行政区や、を外してしまって自治公民館をはじめとする、から始めても問題はないかもしれません。行政区というのが、いろいろ問題があるとすると、自治公民館をはじめとする地域を基礎とした、ちょっと行政区や、を（）に入れてください。（）にしといて、外すか表現を工夫するかをちょっと検討させていただきます。

○委員

あんまり集落というのは使わないんですか。

○山口総合戦略課長

使わないですね、集落は。むしろ行政区の方が色濃いところと、自治公民館長のほうが色濃いところというような感じですかね。

○会長

集落を使うといわゆる農村的な村は当てはまるんだけど、逆に町ですね。

○委員

集落座談会とかは使うけれども。

○会長

それは、だから農村的な場所でしょ？町の中の住宅密集地あたりは集落と呼べないもんね。

○委員

例えば、自治会として（区）というのは。

○会長

この際そうしてもらおうと、私としてはいいんですけどね。本来、通常はどこの市町も全て自治会なんですよ。白石だけが自治会という言葉をつかえない辛さがある。

○委員

やっぱり一般的に全国的に言いますと、視察に来られた方に見せるという時を考えると自治会という言葉を使った方が、共通理解がしやすいと思います。ただ、この白石では、ここが（区）かなという気がします。

○山口総合戦略課長

住民の方を主体とするまちづくり条例であるところにあまり行政区という言葉の馴染みというのが、何か違和感があるなという感じはします。

○委員

例えば町外から転入してきた方が、自治会といわれた方が分かりやすいですね。

○会長

そうなんですよね。区費を納めるんでしょ。転入者も。その時に普通は自治会に入っ

てくださいとお願いをするんだけど、行政区に入ってくださいという言い方はおかしいもんね。この際、条例で自治会という言葉を入れますか？それに合わせて既存のいろんな仕組みを自治会に改めていく、時間がかかってもいいので、1年かかってもいいので、つまりこの条例を根拠として、今のこの、ごちゃごちゃしたものを全部自治会に統一して駐在員さんも辞めて、自治会長さん。

○委員

そこは無理かな。

○会長

なるほどね。そしたら今、ちょっとご提案のとおり、とりあえずこのところ自治会（区）という名称にしておいて、これちょっと事務的にこれでそういう問題が起こるか、いままで自治会という言葉を使っていなかったの、この際、自治会という名前に1年かけて変えていくとか、それくらいの覚悟があれば、たぶんここ議会で突っ込まれると思います。この用語はね。ちょっと今の段階では自治会（区）という表現にしておきます。

（6）市民活動、これはどちらかという外部、外部の人達とか行政区を超えて小学校区、例えば白石町全体で活動する団体とか、どっかの市辺りに拠点を置いている団体が白石町で活動するような事を想定して、市民活動という言葉にしています。

（7）が協働のまちづくり、これも地域づくりではなくてまちづくりにしています。

（8）地域づくり協議会、これはすでに須古と六角が地域づくり協議会という名称なので、これはこのままこの名称を使いたいと思います。おおむね小学校区を単位とするといっています。場合によっては有明が地域づくり協議会を作る時には、小学校区、有明は小学校区1つだよ？違うか、今は3つあるんですよ。だから、小学校区を超えていく形になります。そして、小学校の統合等もいろいろあるので、おおむね小学校区を単位とするという表現にしていますが、このあたりの所もちょっと将来流動的です。おおむね、という言葉をあえて使用しています。

○委員

今、六角、須古あるんですけど、さっき旧白石、須古、六角、有明、北明ですね。合併した時に、このおおむね小学校単位というのは、

○会長

ようは旧小学校区単位で継続するというのは充分ある話なので、つまり、合併前の旧小学校区単位での協議会がそのまま存続したとしても問題は無いわけです。はい、それは問題ないです。それはだから話し合いの結果、このままいくという判断もあるだろうし、統合されたからもっと大きな協議会にしようということも議論としてはこれから出てくると思います。それは住民が考えるべきことかと思いますが。無理に統合によって小学校区が広がったからそれで1つとなると、私個人の意見ですが、あまりにも広すぎて、いろんなことが多分まとまらないと思います。今の小学校区単位がベストだと思うんで

すね。ただ、有明が旧有明町で1つ作りたいというご要望があるので、いまのところですよ。それで今進めていますけれどもちょっとやっぱり大きすぎるかなという気は、どうしてもします。なかなか一緒になってとか、まとまってとかなると、結構難しいのかなという気はいたします。それは住民が判断することですので、一応、地域づくり協議会を作るための方針とかハンドブック等には、おおむね小学校区ということを明記していますので、ここはとりあえずおおむねという表現でいいのかなと思います。この条例を作る1つの要因が、須古、六角に続いて他所のところでも地域づくり協議会を作りたいという思いがあるので、この(8)の最後の所で、いや、7条ですね、第7条の方で、地域運営組織としての地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。という文言を第7条の方に加えています。ということで基本原則は3つの項目からなります。

- 1 町民等及び町は、対等な関係で役割を分担しながら連携、協力して、協働のまちづくりを推進する。
- 2 町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加します。
- 3 町民等及び町は、町づくりに関する情報を相互に提供し、その情報を共有し、協働のまちづくりへの参加を推進する。

敬体と常体の話があったんですけども、前文は敬体になっています。前文は敬体にしていて、条文の方は常体で混同しています。どちらかに統一すべきかどうかもちょうとご意見いただければと思います。やっぱり前文というのは、象徴的な文章なので敬体がいいかなということで、前文は敬体になっています。それでいうと、第3条の2項は、対等な立場で参加する。かな、合わせると。町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加する。3項、町民等及び町は、町づくりに関する情報を相互に提供し、その情報を共有し、協働のまちづくりへの参加を推進する。4条からが役割と取り組みになります。

第4条、町民等は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加するよう努めるものとする。この努めるという言葉表現でして、責務とか義務とかそこまで強くは書いていません。努める、努力するという趣旨です。

ただ、第5条は、町です。町は、町民等、事業者、地域コミュニティ組織、地域活動団体及び市民活動団体と連携して地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努め、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。支援に努めるではなくて、ここは町としての責務を強調するために支援を行うという形にしています。これ、2行目も解決に努めではなくて、地域コミュニティの活性化や地域課題を解決するために、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。そうしましょう。後は、事業者、地域活動団体、市民活動団体、ほぼ同じような表現にしていますけれども、

第6条の事業者、町内に立地している事業所、企業等です。これも全て協働のまちづくりに参加してくれるわけではないので、努めるものとする。と出来るところからやってもらうという表現です。

第7条は、地域活動団体は、この行政区も先ほどの2条の5項の修正と合わせるように

します。自治会（区）や次の校区は取りましょう。校区を取って単に、地域づくり協議会。地域活動団体は、自治会（区）や地域づくり協議会等の組織において、住民等及び町と連携し、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努めるものとし、地域運営組織としての地域づくり協議会の設立に取り組むものとする。ここだけちょっと協議会を作って、頑張ってくださいというような表現にしています。

第8条が市民団体。これも他市の事例ですけれども、他所の団体が町でいろいろやってほしいんだけど、しばしば邪魔者扱いされたりすることがあります。そういうネガティブな意味ではないんですけども、自らの活動が広く町民等に理解されるという条件を入れています。市民活動団体は、自らの活動が広く町民等に理解され、地域づくりの主体である町民等及び町との連携・協力を努めるものとする。結構運動をする団体等も結構いるので思想、信条的な理念を追求するような団体も町内で活動することは当然ありえます。その際に町民等に理解され、あくまでも主体は町民等であるということを踏まえうえで連携、努力をする。というふうにしています。どうでしょうか。

○委員

ちょっといいですか。4条の最後の部分で努めるものとする。6条の最後のところで努めるものとする。8条も努めるものとする。とありますが、ものとする。というと、表現上で意味があるのかどうか。

○委員

おっしゃる通り、ものとするというのは、正当な理由があつたらしくていい、という規定です。する。としたらなくてはならない。するものとする。ということになると、正当な理由があつたらしくていいという、余裕があります。

○委員

やっぱり、ものとする。があつた方がいいのか。

○委員

そこはきめようです。絶対的に義務化するか、正当な理由があつたらしくていい、という余裕を持たせるかです。ですからこれは、第5条はその余裕を持たせていない。行う。で打ち止め。他の3条、4条、6条、7条のものとする。というのは、正当な理由があつたらしくていいよということになります。

○会長

そういうことです。あえてその違いをはっきりさせて、つまり町民の責務とか義務みたいな位置づけにすると、ちょっときつすぎて反発があるかなという気がしていて、あくまでも努力するという努力目標みたいな表現にしているわけですね。他市の事例のほとんどがそういう形です。だから、ある程度義務的な条文にすると、当然それをやらなければ、罰則を伴うようなイメージになってしまうので、あくまでも理念、志、だということを示すために努めるものとする。という表現にしています。ただ、町はそういうわけにはいかないので、行政は努める。という形に変えています。

○委員

ものとする。という時は合理的理由があればしなくていい。という意味が含まれるということですね。

○会長

合理的理由は当然いろいろ考えられるので、家庭の事情だとか、いろいろそれはあり得るので決して強制するものではない。

○委員

そこは議論ですね。どうしますかという話になってきますね。さっき先生がおっしゃった第5条のところなんですけれども、2行目の地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に努め、というのがまず1つになっていて、それをする為としたら、一時的に町が努めるんじゃないくて、するためにという形に変えると、間接的に支援を行う。という表現になります。ちょっと意味合いが違ってくるかなと思います。ここの第5条のところ、支援を行うというふうに義務的にされていますので、その趣旨からいうと違うかなと。この間もちょっとあったんですけど、うちの地域団体の中で話が出た、町民体育大会の話をしたら、その職員さんが地域づくり協議会って何ですか。といまだに聞かれたと、がっかりしたと言われていたんですけど、なんかそういうところの意味合いからいうとここは、間接的の方が良いのかな。どうなのかな、と思います。

○会長

この条例が仮に、議会で承認されたら即、職員研修をやっぱりしっかりやらなければならないと思いますし、もう少しはっきりとした方がいいですね。地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。どうですか、町。きつすぎる？

○山口総合戦略課長

いや、問題ないと思います。

○会長

ちょっと今そういう表現に変えます。地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に取り組み、協働のまちづくりの推進に必要な支援を行う。と、そういう表現に変えます。こんなところですか。他になにかご意見等ございますか。あとちょっと町内で検討してもらって法規の方も初めての経験だと思うので、苦勞されると思いますけれども、用語の使い方、表現、解釈。

○委員

第3条のところから、2項ですけれども、町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加します。という部分なんですけれども、これ自体に問題はなくて、解釈とかの部分ですけれども、今、出てきているのがこっちでさっきの自治会からは脱退しますという申し出が出されてきているんですよ。いまからだんだんそういうのが増えてくると思うんですね。脱退していいですかとか、脱退します、という申し出が。そういった場合に町と

してどう対応するのかという時に、この第2項の分というのはどれくらいの意味合いを持ってくるのかなというのがちょっと。

○会長

全国的に自治会に加入しない、あるいは脱退するという人は確かに増えています。自治会への加入、これはあくまでも原則任意なんです。しかしながらそれでは困るという地域はたくさんあって、どうやって理解してもらうか。地道に理解してもらうしかないんですが、ここの基本原則の2項は自治会への加入云々を言っているわけではないので、町民等はなので、当然自治会に加入していない人も含まれるわけです。通勤者、通学者なども含めて。町民等は、まちづくりに主体的に、対等な立場で参加する。参加します、これも参加するものとするか。ここは努めるはずだと思いますね、原則だから。参加するものとする。参加する。ちょっと法規のほうでどの表現がベストなのか考えてください。基本的には努めるという表現は無しで、参加してもらうという前提です。だから自治会への加入云々は前提としていないということです。これを書いておけば当然なんか活動する場合に、参加する場合に、なんかの組織に加わる事も当然含めることになるので、参加するためにやっぱり自治会に入ってもらいますとかね。そういう誘導も可能になるかなという気はします。

○委員

ある程度、誘導可能な状態になってほしいですね。地元の方からすれば。

○会長

他にいかがですか。他のものと比べると極めてシンプルですよ。他もつとごちゃごちゃいっぱい書いてあります。最低限これをやろうというような内容に集約をしています。いかがですか。

○委員

2条の2号で、町内で事業を営み、または活動する個人、個人とありますよね。

○会長

想定するのは、だれか個人で営業されている人。活動するという場合には個人でなんかいろんな、なんでもいいんですけど、個人で一所懸命なんか、清掃活動をしている人とか、想定されるものは具体的に出てきませんが、組織とか団体じゃなくて、個人として活動することは充分あり得るので、まだ仲間もないような状況で、1人でやるようなこともあると思うんですね。それを妨げるものではないので、ここでいう個人というのは組織ではないという意味なので、その他の団体に含めてもいいのかな。町民並びに町内で事業を営む、この事業が個人経営のものも当然含まれますし、活動する個人。

○委員

動物愛護を個人でされている方とかいらっしやいますね。

○会長

ありえますよね。だからそういった方を除外しないという意味で広く捉えると町民等の

中にそういった人も入れるということですね。

○委員

同じところですが、ちょっとすみません、定義の第1項で町民を定義してあるんですけど、本文の中のどこで町民という言葉が出てくるんですかね。

○会長

町民等が出てくるんですよ。

○委員

町民は？

○会長

町民は出てこない。町民等を理解するためには、ベースの町民が必要なので町民という言葉は条文では出てこないけれども、町民等を使う場合に。

○委員

そしたら第1項の町民に、俗にいう住民登録者じゃなくて通勤、通学者を入れている。第2項には広く活動する個人、法人、その他の団体とありますが、この通勤、通学者が町民の方、第1項に入っていて、第2項には入っていない。なんか私の感覚では町民等の方に通勤、通学者が入るのかなと思ひまして。

○会長

他所の自治体、そういう事例もあります。

○委員

どうしてあえて、町民の方に通学、通勤者がいれてあるんですかね？ちょっと気になりました。

○会長

例えば、生徒達を事例とするとPTA活動がありますよね。PTA活動はまさに町民の活動なんですよ。明らかに、なので生徒1人1人が何らかの活動をすることはあまり想定していないんですけれども、とりあえず学校だとか、そういった事を前提とするとPTAだとか、あるいは学校行事等でいろんなことをするのでそれはほぼ町民と同じような扱いにしているところが多いということで、ここに入れていきます。

○委員

それは町民等のことですか？PTAというのは。

○会長

いえ、それは、要するにPTAは(2)の中に入っていないんですよ。これはあくまでも事業、何かの仕事をしている人、あるいは活動する団体はPTAに入るか。だから、PTAは例えば、町民等の中に入れるんですけれども、その母体となるのは学校に通学する子供達という前提だと(1)の町民等に入れる。そうか、ここちょっと整理が必要ですね。他市の事例は市民等の中に通勤、通学者を入れているんですね。

○委員

それは分かるんですよ。通勤、通学者が町民等に入るのは感覚的に分かるんですが、あえてこれを町民等には入れなくて、町民の方に通勤、通学者を入れているのはなぜかなという事です。

○会長

事務局で他市の事例を調べてもらってこの通勤、通学者を市民に入れているのか、市民等に入れているのか、ちょっと確認してもらえませんか。今見た範囲では、市民の中に入れているところが多かったように思うんだけど、他の他市ちょっと調べてみてください。場合によっては通勤、通学者を（２）の町民等に移すことは今後ありえます。ちょっと、次回まで検討をさせてください。町民を厳正に住民登録している人に限定した方が分かりやすいのは分かりやすいですよ。町民運動会なんかするときには、当然、子ども達も入ったりしますよね。その場合には町外から通っている子供達も参加しますよね？

○委員

いいえ、しません。住民登録のとおりです。

○会長

しないんですか、そうですか。

○委員

それともう1つ、町民、町民等のところで、考え方の所でこの前文のところの3段目、少子高齢化と人口減少が進み、町民の地域への関わりも希薄になりつつあるなかで、こことしては住民登録だけではなくて、やっぱり団体とか、通勤、通学者っていうのも希望としてはあるから町民も地域への関わりというか大切ななと思います。ただ、他の総合計画とかの言い回しとかもあると思います。

○山口総合戦略課長

やはり、他市の事例を見ても市民、町民というのはカテゴリーの分け方としては、通勤者、通学者というところを、市民とか町民とかに置いてあるんですよ。それが一般的かどうかは分からないですけど。

○会長

だから意味するところはおそらく、通勤者とか通学者が町民意識を持つてほしいという風に考えたほうがいいかもしれません。当事者意識というのが。

○委員

そしたらこれは、第1号の町民というのは自然人であり、自然の人間であって（２）は法人ということになるんですかね。自然人ではないという。

○辻総合戦略課白石創生推進係係長

前回の1回目の会議の5団体も、結構分かれていますね。町民に事業所までいれてあるところもあれば、通勤、通学者で止めてあるところもいろいろありますね。

○会長

そうですね。通勤、通学というのは基本的に出入りというか日常的に、町で暮らしている人たちですよ。だから住民票の有無に関わらず町民と同等に扱うというようなほうがやりやすいんじゃないかなという気はします。当事者意識も持ってもらう、マナーであるとか、付き合いであるとか、そういった意味で、このままでいかせていただきます。他にどうですか。

○山口総合戦略課長

町民と通常、事業者という分け方の中では当然、町民の中には当然、法人とか法人を営む者ではないので町民の中に通勤、通学者が入ってくるんですけども、後の分け方として他町の例で、町民等というのが無いところでは、通学者は町民に入っているんですよ。でも町民等があるところについては、いろんな解釈の仕方があるのかなと思います。

○委員

その辺があるからここで定義づけをしているんだろうと思います。

○会長

そうですね。だから、町民はあくまで個人。町民等の場合には個人、団体等も含むという解釈です。第2条の2項のところの町民等で、又は活動する個人を取りましようか。活動する法人、及びその他の団体をいう。と、いたしましようか。第2項に個人が入ってきますと、先ほど個人的な活動をしている人が居るという話はあるけれども、ここいいか。個人事業者だっているわけだからね。ごめんなさい。このままでいきましょう。個人で何か団体を作っていることもありえますし、このままでいきましょう。

はい、他に何かございますか。よろしいですか。それでは頂いたご意見をもとに、次回までに修正案を出します。その間、これ議員に先に見てもらふことはしてはいけないの？

○山口総合戦略課長

できれば仕上がったものもいいですね。案の段階では難しいですね。

○会長

そうですね。あくまでもたたき台を作る段階ですからね。そしたら法規関係上の整合性とかしっかりやってください。担当の方よろしいですか。はじめての経験で難しいかもしれませんが。

○山口総合戦略課長

今の段階でなにか。

○徳永総務課総務係主査

細かな感じだったり、何とかの部分等、ちょっと読み込まないと分からない部分があります。

○会長

どうぞ次回までじっくり時間ありますから専属でやってください。そしたらそういう方向で修正案を次回、提案をさせていただきます。よろしいですか。それでは予定していた

議事はこれだけですので、次回3回目を11月下旬に予定をしています。事務局に返します。事務局お願いします。

○山口総合戦略課長

次回ですけれども、11月の下旬に予定しています。

(話し合いの結果)

それでは、第3回の会議は11月27日(月)19時から行います。会場はどちらか押さえて事務局の方から連絡をしたいと思います。通知の方でご連絡をさせていただきます。

本日、まちづくり条例、あるいは地域づくり条例の案ということで、あらかじめご意見も出そろったような状態でございますけれども、次回3回目の会議でまとめましたら、例規審査委員会の方に諮って、3月議会に提案するというような格好になってきます。次回、ご指摘等ありましたら、また4回目の会議を開くということにさせていただきたいと思います。事務局の方からは以上でございます。他に皆様の方から何かございましたらお願いいたします。

#### 4. 閉会

他に無いようでございますので、本日の会議、速やかに終えることができました。誠にありがとうございました。これをもちまして、白石町町民協働の推進による地域づくり条例検討会議を閉会いたします。おつかれさまでした。